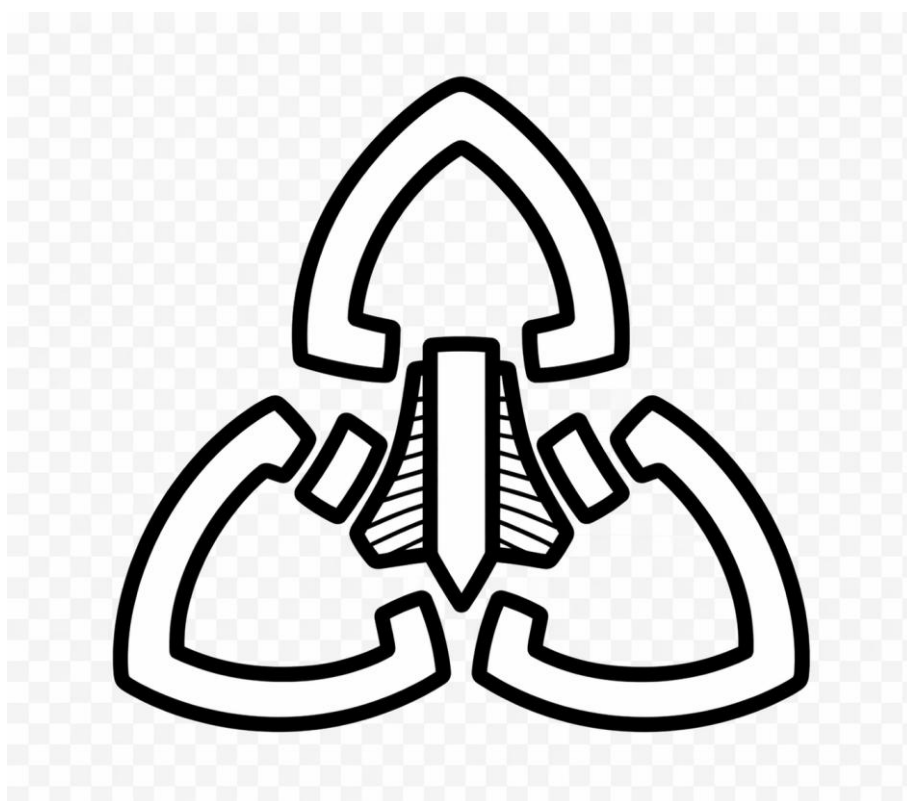


学校いじめ防止基本方針



佐伯市立直川小学校

令和8年4月

学校いじめ防止基本方針

佐伯市立直川小学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要である。

本校においては、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、どの学級でも起こりうる」「誰もがいじめの加害者にも被害者にもなりうる」という基本認識を持ち、「いじめられているものを絶対に守る」という決意のもと、「いじめは人間として絶対に許してはならない」との強い認識に立つ。心豊かで安全・安心な学校の中で、児童一人一人がのびのびと個性や能力を伸長できるように、いじめのない学校づくりに全力で取り組む。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

（国の基本方針より）

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について国民全体に認識を広め、地域・家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

1 ○ いじめ防止対策推進法（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深

(3) いじめの集団構造と態様

(いじめ問題対応マニュアルより)

いじめは、「被害者 (いじめを受けている子ども)」と「加害者 (いじめている子ども)」だけの問題ではない。周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。周りで見ている子どもたちのなかから、「仲裁者」が現れる、あるいは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば、「いじめる子」への抑止力になる。

また、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

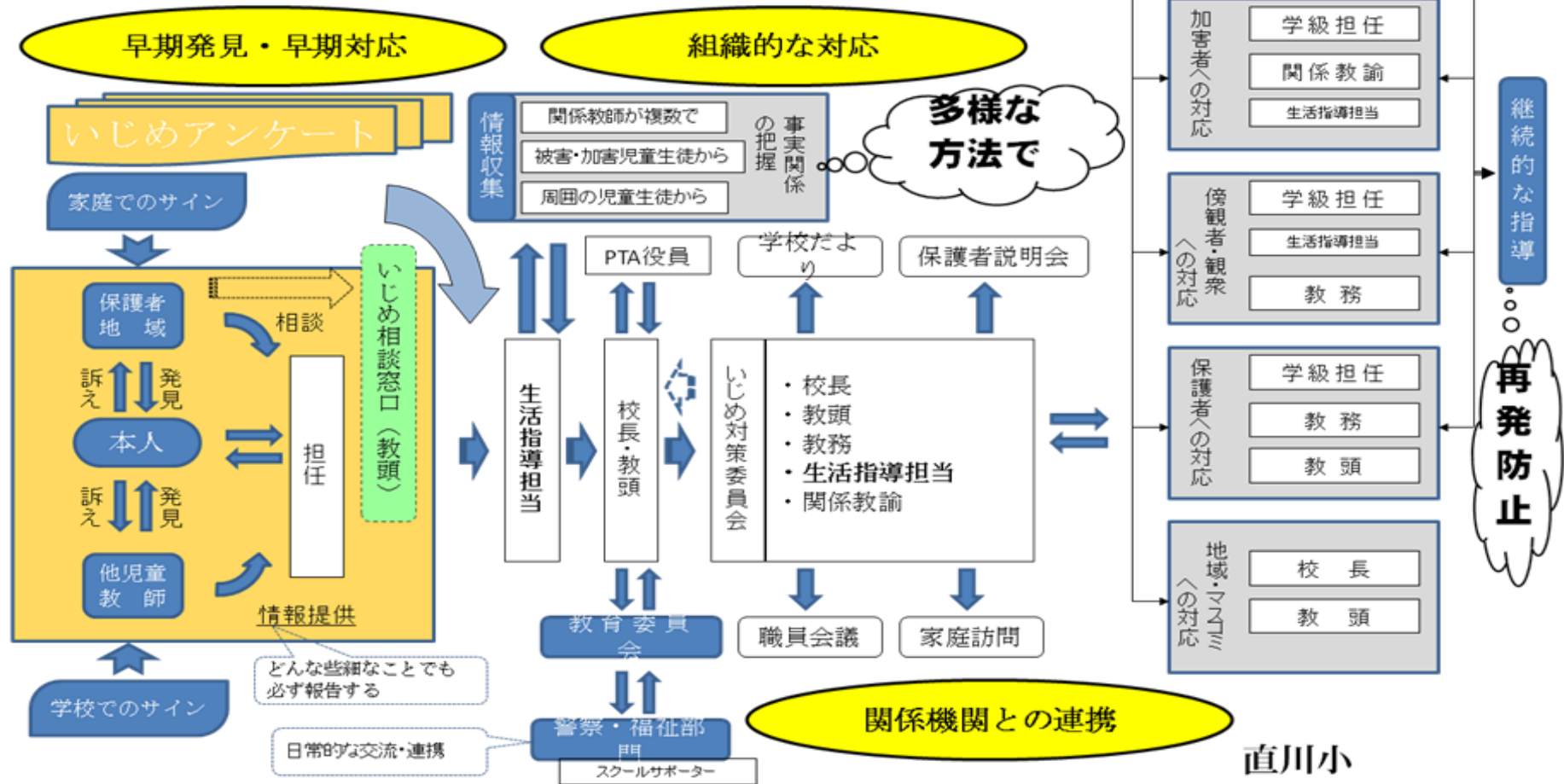
これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

いじめ対策の取組

- ・いじめは、人間として絶対に許されないとの強い認識に立つこと。
- ・いじめ問題は、学校の姿勢が問われる問題であること。
- ・いじめの兆候を見逃すことなく、早期発見、早期対応に努めること。
- ・学校全体で組織的な取組の徹底を図ること。
- ・教育委員会や関係機関（警察、福祉部門等）との連携を強化すること。

3 いじめ防止の基本的な方向と取組(1) 指導体制、組織体制

いじめ対応組織図



(2) 年間指導計画 (資料③)

	年間指導計画	教職員研修等
4月	始業式、仲間づくり 生活アンケート	◇児童情報交換 研修会(1回目) ・年度始めの打合せ、取組の確認
5月	生活アンケート 運動会、避難訓練	◇児童情報交換 ◇小中児童情報交換会
6月	アンケート調査	◇児童情報交換
7月	生活アンケート 人権学習、終業式	◇児童情報交換、 研修会(第2回) ・1学期の振り返りと2学期の準備
8月	平和学習	情報モラル研修、特別支援教育研修
9月	生活アンケート 始業式、避難訓練	◇児童情報交換
10月	生活アンケート 修学旅行 P学共催家庭教育講演会	◇児童情報交換
11月	アンケート調査 子ども祭り	◇児童情報交換 人権・同和教育レポート 人権・同和教育研修会(ブロック)
12月	生活アンケート 人権学習(人権週間) 終業式	◇児童情報交換 研修会(第3回) ・2学期の振り返りと3学期の準備
1月	生活アンケート 始業式、避難訓練	◇児童情報交換
2月	アンケート調査	◇児童情報交換
3月	生活アンケート 卒業式、修了式	◇児童情報交換 ◇直川こども園との情報交換 ◇直川中学校との情報交換

4 いじめ防止の措置

(1) いじめの予防

- ◇学習指導の充実
 - ・学びに向かう集団づくり
 - ・意欲的に取り組む授業づくり
- ◇特別活動、道徳教育の充実
 - ・学級活動の充実
 - ・ボランティア活動の充実
- ◇人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
 - ・講演会等の開催
- ◇情報モラル教育の充実
- ◇教育相談の充実
 - ・面談の定期開催
- ◇保護者・地域との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校公開の実施

(2) 早期発見（「いじめ問題対応マニュアル」5頁）

①観察

授業だけでなく、休み時間等にも声をかけて、子どもの様子に注意をほらう。
また、日常の日記や日誌等を通して子どもの理解を図る。

②情報収集

定期的な教育相談や連絡ノートによる家庭連絡等を通して、子どもや保護者からの情報を積極的に収集する。学校の相談窓口（教頭）を設け、保護者や地域からの情報が届きやすくする。

③アンケート調査等

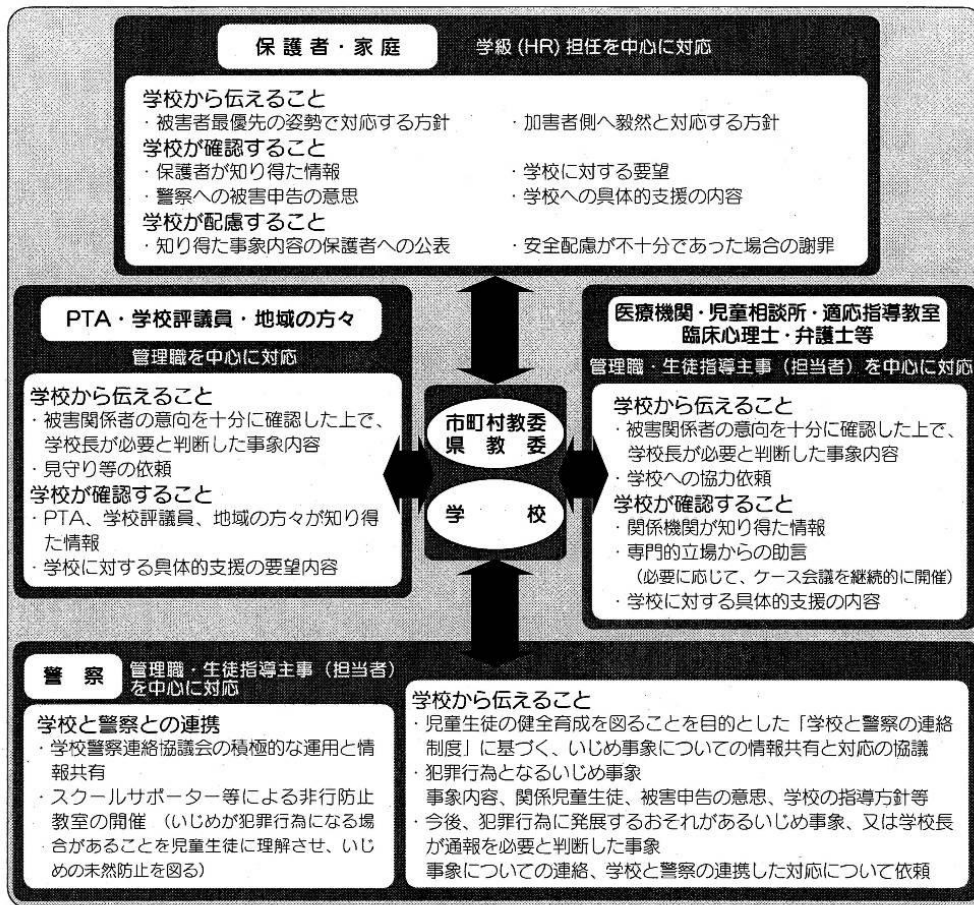
毎月の「いじめに関するアンケート調査（無記名式）」を実施し、いじめ予防のための教職員意識調査を活用するなど、子どもの状況や教職員の指導方法を客観的に把握することにより、いじめの早期発見を行う。

④教育相談の実施

各種相談機関（24時間いじめ相談ダイヤル等）の周知及び各市町村福祉関係部署との連携を図る。

(3) いじめの対応

	① 被害児童生徒への支援	② 加害児童生徒への指導	③友人・知人(観衆・傍観者)への指導・支援
教師の対応	共感的に受け止める姿勢で対応	毅然とした態度で対応 ※懲戒(第25条) ※出席停止(第26条)	みんなを守るという姿勢で対応
伝えること	<ul style="list-style-type: none"> 学校として「何としても守る」という姿勢を示すこと プライバシーの保護に十分配慮すること 	<ul style="list-style-type: none"> いじめは決して許されない行為であること いじめられた側の心の痛みを配慮すること 自分の行為が重大な結果に繋がったこと 	<ul style="list-style-type: none"> いじめられた側の心の痛みを配慮すること いじめを認知した時、大人に通知する勇気を持つこと プライバシーの保護
確認すること	<ul style="list-style-type: none"> 身体被害状況(負傷している場合、病院での診療状況) 金品の被害状況 警察への被害申告の意志 カウンセリングの必要性 適応指導教室での対応の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> カウンセリングの必要性 	<ul style="list-style-type: none"> カウンセリングの必要性
留意すること	<ul style="list-style-type: none"> 再発や潜在化 PTSD、自殺危険度のアセスメント 	<ul style="list-style-type: none"> 加害者の心理的背景 加害者が被害者になること 	<ul style="list-style-type: none"> 観衆、傍観者も被害者になること



いじめと犯罪はつながっている

いじめの態様例	暴行や脅迫を用いて、わいせつな行為をする (被害者が13歳未満は、暴行や脅迫がなくても該当)	強制わいせつ罪 刑法176条
	水や泥をかける 叩く 罵る 小突く 物をぶつける 膝ぐらをつかむ 押し倒す 髪を引っ張る/切る つねる プロレスこっこの強要	暴行罪 刑法208条
	上記の行為等により、けがを負わず 火を押しつける	傷害罪 刑法204条
	言葉や文書やメール等で、身体や財産に危害を加えると脅す	脅迫罪 刑法222条
	性的行為を強要する 裸になることを強要する	強姦罪・強要罪 刑法177・223条
	インターネット上や黒板等において、実名を挙げて中傷する	名誉毀損罪・侮辱罪 刑法230・231条
	他人の持ち物を盗む 自分の欲しい物を、他人に盗ませる	窃盗罪 刑法235条
	金銭や物品を要求する	恐喝罪 刑法249条
	持ち物を壊す 捨てる 落書きする 服を破る (物の形状が元に戻らない程度)	器物損壊罪 刑法261条
	裸の姿を携帯電話やカメラで撮影する 裸の写真をメールで送信する/インターネット上に掲載する	児童売春・児童ポルノ禁止法
人を教唆 (飛び降りろなどと言う) して自殺を促す	自殺教唆 刑法202条	

※被害者の声が届かなければ公訴を提起することができない犯罪。下線欄は、親告罪(注)

5 ネットいじめへの対応

(いじめ問題対応マニュアルより)

(1) 「ネット上のいじめ」とは

- ①不特定多数の者から、特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、また、誰により書き込まれたかを特定することが困難な場合が多いことから、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ②ネットが持つ匿名性から安易な書き込みが行われた結果、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、子どもたちの個人情報や画像がネット上に流出し、それらが悪用されやすい。
- ④保護者や教師など身近な大人が、子どもたちの携帯端末やインターネットの利用の実態を十分に把握しておらず、また、保護者や教師により『ネット上のいじめ』を発見することが難しいため、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難である。

(2) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の対応

①児童生徒への対応

○被害児童生徒への対応

きめ細やかなケアを行い、いじめられた子どもを守り通す。

○加害児童生徒への対応

加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べる。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導をする。

○全校の児童生徒への対応

個人情報保護など十分な配慮のもとで、全校児童生徒への指導を行う。

②保護者への対応

迅速に連絡し、家庭訪問を行うなどして、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

③書き込みのサイトへの削除依頼

サイトの「お問い合わせ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べる。削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡する。

6 重大事態への対応

重大事態とは

ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

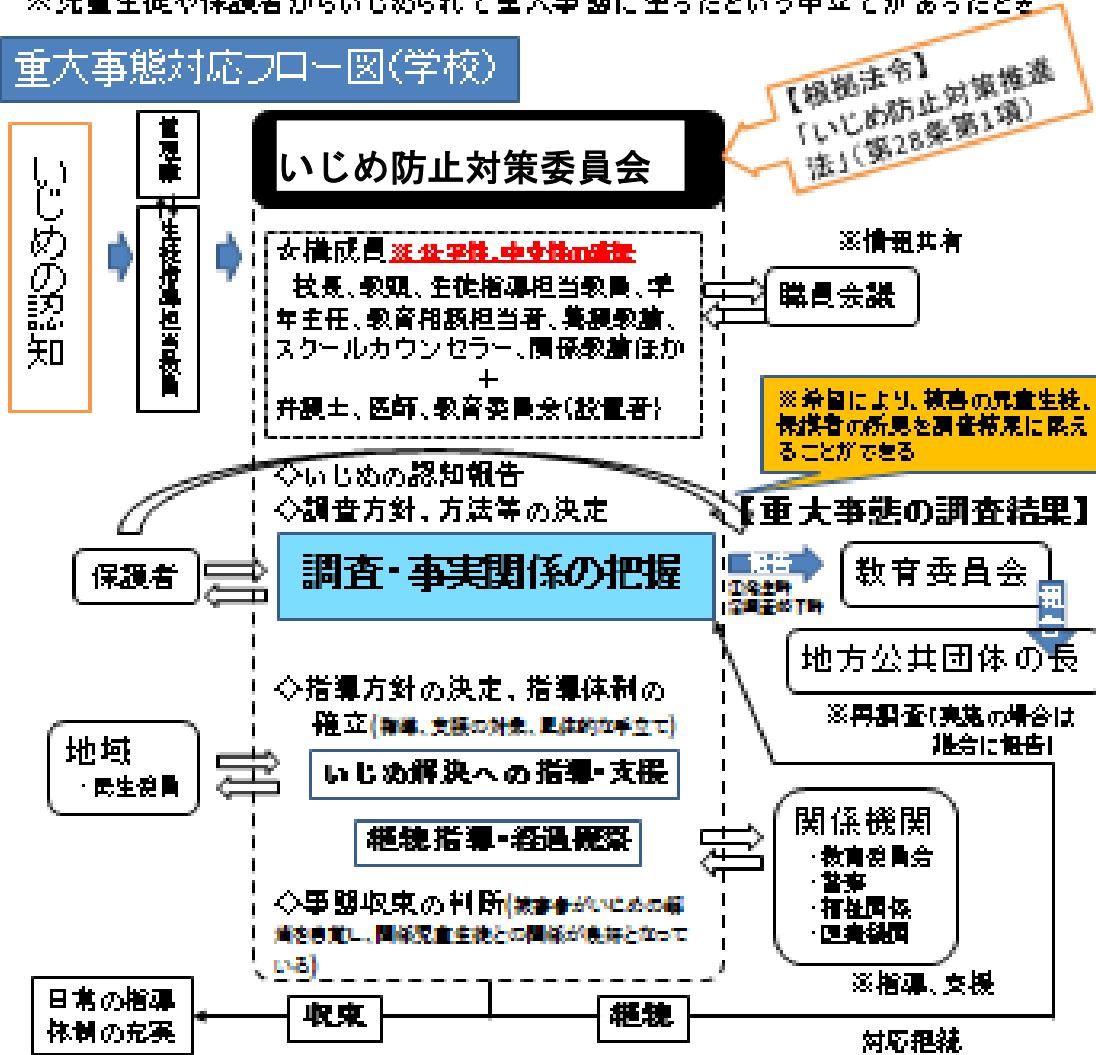
- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 年間20日が目安、一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手。

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

重大事態対応フロー図(学校)



〈資料〉

(1) 子どもたちが出すサインに気づきましょう [資料p. 18 ~ 20] ①児童生徒個別チェックシート
※国立教育政策研究所: 生徒指導支援資料「いじめを理解する」『いじめに関する校内研修ツール』

<http://www.nier.go.jp/shido/shienshiryou/index.html>

その他生活全般

- ・ 元気がない。
- ・ 持ち物を隠される。
- ・ 他の子から強い口調で、呼び捨てにされたり、あだ名で呼ばれる。
- ・ 頻繁にお金を持ち出す。
- ・ 顔や身体にあざがある。

授業時間

- ・ 身体の不調を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁になる。
- ・ よい発言や行動をしたのに周りから賞賛や評価が得られない。
- ・ 特定の子が発言すると、ふざけた反応や冷やかしの声がかかる。
- ・ 机や教科書、ノートなどに落書きが目立つ。

給食時や休み時間

- ・ 食事量が減る（食べない）。
- ・ ポツンと一人で食事をしている。
- ・ 休み時間一人でいることが多くなる。
- ・ 保健室や図書室などにいることが多く、職員室のまわりをうろうろしている。
- ・ 他の学級の友人と過ごすことが目立つ。

登下校時・朝の会等

- ・ 欠席、遅刻、早退が目立つ。
- ・ 表情が暗く、どことなく元気がない。
- ・ どこかおどおどして、脅えているように感じられる。
- ・ 教師と視線を合わせようとしない。